

日上市原子力安全対策懇談会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東海第二発電所における、施設の安全対策、広域避難計画及び地域の環境保全等の諸課題について、幅広く市民、関係機関・団体等から意見及び助言を募るために設置する、日上市原子力安全対策懇談会（以下「懇談会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 懇談会は、座長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 関係機関・団体の代表
- (3) 学識経験者

(会議等)

第3条 座長は、委員の互選によりこれを定める。

2 懇談会の会議は、座長がその議長となる。

3 懇談会及び委員の氏名は、原則として非公開とする。

(庶務)

第4条 懇談会の庶務は、総務部生活安全課において処理する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。